

収入基準について

○ 収入基準

収入基準は「収入基準月額が一定の金額以下であること」という形で定められます。

(1) 公営住宅・従前居住者用住宅・再開発住宅

収入基準月額は 158,000 円以下の方でないと申込みできません。

(2) 改良住宅・コミュニティ住宅

収入基準月額は 114,000 円以下の方でないと申込みできません。

※ (裁量階層世帯)

ただし、次に掲げる世帯は、収入基準月額が公営住宅・従前居住者用住宅・再開発住宅の場合では 214,000 円以下、改良住宅・コミュニティ住宅の場合では 139,000 円以下であれば申込みできます。

該当世帯	該当要件
高齢者世帯	申込者が満60歳以上の方で、かつ、申込者を除く入居しようとする方のいずれもが満60歳以上又は満18歳未満の方である世帯 (満60歳以上の単身者を含む)
障害者世帯	入居しようとする方のなかに次のア～エのいずれかに該当する方がいる世帯 ア 身体障害者手帳の交付を受け1級から4級までの障害のある方 イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け1級から2級までの障害のある方 ウ 障害の程度欄が「A」又は「B1」の療育手帳の交付を受けている方 エ 障害基礎(国民)年金の1級又は2級、及び障害厚生年金の1級又は2級の障害のある方
戦傷病者世帯	入居しようとする方のなかに戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症の障害のある方がいる世帯
被爆者世帯	入居しようとする方のなかに原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
引揚者世帯	入居しようとする方のなかに海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で日本に引揚げた日から5年未満の方がいる世帯
ハンセン病療養所入所者等世帯	入居しようとする方のなかにハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等に該当する方がいる世帯
母子・父子世帯	20歳未満の子供を扶養している世帯
若年世帯	夫婦の合計年齢が80歳未満の世帯
子育て世帯	中学校を卒業するまでの子供がいる世帯

① 各自の総所得金額を計算

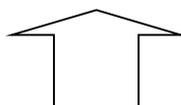
総所得金額＝給与所得＋事業所得＋年金所得＋不動産所得＋利子所得＋配当所得
(各自の総所得金額を計算してください。)

② 収入のある人の総所得金額を合算し、世帯の総所得金額を計算

本人の総所得金額	家族の総所得金額	世帯の総所得金額
+	=	

③ 世帯の総所得金額から控除額を差し引き12で割って収入基準月額を計算

世帯の総所得金額	- 控除額合計金額	
)	÷12=
		収入基準月額



「控除額一覧表」を参照して控除額合計額を計算してください。

	控 除 対 象	控 除 額
1	同居親族	38万円× 人= 円
2	同居しない扶養親族	38万円× 人= 円
3	老人扶養親族	10万円× 人= 円
4	特定扶養親族	25万円× 人= 円
5-(1)	特別障害者	40万円× 人= 円
5-(2)	障害者	27万円× 人= 円
6	寡 婦	27万円× 人= 円
7	ひとり親世帯	35万円× 人= 円
8	給与所得者	10万円× 人= 円
9	公的年金等所得者	
	控除額の合計	円

- ・寡婦控除は、所得金額から上記 8、9 の金額を控除した残額が 27 万円以上の方については 27 万円、27 万円未満の方についてはその所得金額を控除します。
- ・ひとり親世帯控除は、所得金額から 8、9 の金額を控除した残額が 35 万円以上の方については 35 万円、35 万円未満の方についてはその所得金額を控除します。
- ・給与所得者又は公的年金等所得者控除は、所得が 10 万円以上の方については 10 万円、10 万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

○ 所得計算表

給与所得計算表

給与所得の方は、次の表の支払金額（１年間に受け取った給与・ボーナスの税込の合計額）の区分により給与所得金額を計算してください。

支 払 金 額		給与所得金額の算出式
551,000 円未満		給与所得金額＝「0」円
551,000 円以上 ～ 1,619,000 円未満		支払金額－550,000 円＝給与所得金額
1,619,000 円以上 ～ 1,620,000 円未満		給与所得金額＝「1,069,000」円
1,620,000 円以上 ～ 1,622,000 円未満		給与所得金額＝「1,070,000」円
1,622,000 円以上 ～ 1,624,000 円未満		給与所得金額＝「1,072,000」円
1,624,000 円以上 ～ 1,628,000 円未満		給与所得金額＝「1,074,000」円
1,628,000 円以上 ～ 1,800,000 円未満	まず、次のとおり端数整理します。 (ア) 支払金額÷4,000 で算出した答えの小数点以下を切り捨てる。 (イ) 上の数値に 4,000 を掛ける。 (ウ) (イ)で算出した金額を右の計算式にあてはめる。	左のとおり端数整理した支払金額× 0.6+100,000＝給与所得金額
1,800,000 円以上 ～ 3,600,000 円未満		左のとおり端数整理した支払金額× 0.7－80,000 円＝給与所得金額
3,600,000 円以上 ～ 6,600,000 円未満		左のとおり端数整理した支払金額× 0.8－440,000 円＝給与所得金額
6,600,000 円以上～ 8,500,000 円未満		支払金額×0.9 －1,100,000 円＝給与所得金額

年金所得計算表

年金所得の方は、次の表の収入金額（１年間に受け取った年金の税込の金額）の区分により年金所得金額を計算してください。

	収 入 金 額	年金所得金額の算出式
65 歳 以上 の方	1,100,000 円以下	年金所得金額＝「0」円
	1,100,001 円以上～3,300,000 円未満	収入金額 －1,100,000 円＝年金所得金額
	3,300,000 円以上～4,100,000 円未満	収入金額×0.75 －275,000 円＝年金所得金額
	4,100,000 円以上～7,700,000 円未満	収入金額×0.85 －685,000 円＝年金所得金額
65 歳 未満 の方	600,000 円以下	年金所得金額＝「0」円
	600,001 円以上～1,300,000 円未満	収入金額 －600,000 円＝年金所得金額
	1,300,000 円以上～4,100,000 円未満	収入金額×0.75 －275,000 円＝年金所得金額
	4,100,000 円以上～7,700,000 円未満	収入金額×0.85 －685,000 円＝年金所得金額

○ 控除額一覧表

- (1) 控除額対象者に該当する方がいる場合は、それぞれに控除額を合算して総所得金額から差し引いてください。
- (2) 2～7の控除は、所得税法上で認定されている方に限ります。(4を除く)
- (3) 4及び8、9の控除は、公営住宅法上の取り扱いによるものです。

控除対象		範囲	控除額	
1 同居親族		申込住宅に同居する申込者本人以外の方	38万円	
2 同居しない扶養親族		申込住宅に同居しないが所得税法上、扶養親族である方		
特別控除対象者	3 老人扶養親族	扶養親族及び控除対象配偶者のうち70歳以上の方	10万円	
	4 特定扶養親族	16歳以上23歳未満の扶養親族	25万円	
	5 障害者	(1) 特別障害者	次のア～クのいずれかに当てはまる方（申込者または上記1・2の対象者） ア 心神喪失の状況にある方または精神保健指定医等の判定により知的障害者とされた方。（この内重度と判定された方は特別障害者） イ 精神に障害のある方で厚生労働大臣（知事）からその障害の程度が国民年金法施行令別表（1級の障害の状態と同程度のときは特別障害者）または厚生年金保険法施行令別表第一に定める障害の状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている方。 ウ 身体障害者手帳の交付を受けている方。（1級または2級の方は特別障害者） エ 障害の程度欄が「A」または「B」の療育手帳の交付を受けている方。（「A」の方は特別障害者） オ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項による厚生労働大臣の認定を受けている方。	40万円 (2)と重複して控除することはできません。
		(2) 障害者	カ 戦傷病者手帳の交付を受けている方。（恩給法別表第1号表ノ二の特別項症から第3項症までの方は特別障害者） キ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方。（重度の障害とされている方は特別障害者） ク 65歳以上でその障害がアまたはウと同程度であると福祉事務所長の認定を受けた方。（アまたはウの特別障害者と同程度のときは特別障害者）	
	6 寡婦	申込者本人または同居親族で次のア～イのいずれかに該当する方 ア 夫と死別または離婚してから婚姻していない方、あるいは夫の生死が不明な方で扶養親族（子を除く。）がいる方。 イ 夫と死別してから婚姻していない方、または夫の生死が不明である方で年間の所得の見積額が500万円以下の方。（扶養親族などがなくても「寡婦」とされます。）	27万円 7と重複して控除することはできません。	
	7 ひとり親世帯	申込本人または同居親族で次のア・イのすべてに該当する方。 ア 婚姻していない方、あるいは配偶者の生死が不明な方で扶養親族その他生計を一にする子（他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされていたり、年間の所得の見積額が48万円を超える子は除く。）がいる方。 イ 所得の見積額が500万円以下の方。	35万円 6と重複して控除することはできません。	
8 給与所得者	申込み本人又は同居親族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者（その者の所得等の金額が10万円未満である場合には、その金額）	10万円		
9 公的年金等所得者				

※ 控除額は該当者1人についての額（年間）です。

- ・寡婦控除は、所得金額から上記8、9の金額を控除した残額が27万円以上の方については27万円、27万円未満の方についてはその所得金額を控除します。
- ・ひとり親世帯控除は、所得金額から8、9の金額を控除した残額が35万円以上の方については35万円、35万円未満の方についてはその所得金額を控除します。
- ・給与所得者又は公的年金等所得者控除は、所得が10万円以上の方については10万円、10万円未満の方についてはその所得金額を控除します。